

## 特定事業活動に係る事業者の指定等に関する実施要領

福 島 県

### (趣旨)

**第1条** この要領は、いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等への風評被害に対応するため、福島県内において特定事業活動を実施する個人事業者又は法人の指定及び指定された個人事業者又は法人の認定等に関して必要な事務手続について定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 個人事業者又は法人をいう。
- (2) 特定事業活動 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第74条第1項に規定する特定事業活動をいう。
- (3) 提出特定事業活動振興計画 法第75条第1項に規定する提出特定事業活動振興計画をいう。
- (4) 指定 法第75条の2に規定する指定をいう。
- (5) 指定事業者 法第75条の2に規定する指定事業者をいう。
- (6) 事業実施計画 福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号。以下「法施行規則」という。）第35条に規定する特定事業活動指定事業者事業実施計画をいう。

### (指定申請等)

**第3条** 指定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、法施行規則第38条第1項の規定に基づき、指定申請書（法施行規則別記様式第25）及び次に掲げる添付書類を、特定事業活動を行おうとする申請者の事業所が所在する市町村を管轄する地方振興局長を経由して提出し、知事の指定を申請することができる。

- (1) 申請者が個人事業者の場合
  - ア 住民票の抄本又はこれに準ずるもの（法施行規則第38条第1項第1号）
  - イ 法施行規則第35条第1項各号に掲げる指定事業者の要件に該当する

旨の宣言書（法施行規則別記様式第 26）

ウ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）

エ 特定事業活動を実施するため必要な法令等遵守の宣言書（様式 1）

オ 直近 2 年分の青色申告決算書

カ 事業実施位置図

キ 施設配置図

ク その他知事が必要と認める書類

(2) 申請者が法人の場合

ア 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（法施行規則第 38 条第 1 項第 2 号）

イ 直近 2 事業年度分の事業報告書及び財務諸表（貸借対照表・損益計算書）

ウ 法施行規則第 35 条第 1 項各号に掲げる指定事業者の要件に該当する旨の宣言書（法施行規則別記様式第 26）

エ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）

オ 特定事業活動を実施するため必要な法令等遵守の宣言書（様式 1）

カ 事業実施位置図

キ 施設配置図

ク その他知事が必要と認める書類

2 第 1 項の規定による指定申請書及び添付書類の提出部数は、正本 1 通及びその写し 1 通とする。

3 知事は、第 1 項の規定による指定の申請があったときは審査を行い、申請の内容が次の全ての要件を満たすものであると認めるときは、同項の申請書を受理した日から原則として 1 月以内に、その指定を行うものとする。

(1) 法施行規則第 35 条第 1 項各号に掲げる指定事業者の要件に適合すること。

(2) 公序良俗に反しないこと。

(3) 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反しないこと。

4 知事は、申請者が次のいずれかに該当するときは、前項の規定による指定を行わないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又はその役員等（個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営を支配又は実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（同第 6 号に規定する

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) であるとき。

- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 知事は、申請者に対し、必要に応じて、申請の内容について意見聴取等を行うことができる。
  - 6 知事は、第3項の規定による指定を行ったときは、申請者に対して、指定書を交付するものとする。
  - 7 知事は、第3項の指定をしないこととしたときは、申請者に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。
  - 8 第3項の指定を受けた指定事業者及び事業実施計画等の内容については、福島県のホームページに公表するとともに、当該指定事業者が立地する市町村に通知するものとする。

#### (事業実施計画の変更等)

**第4条** 指定事業者は、前条第1項の規定による指定申請書、事業実施計画及び添付書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、特定事業活動を行おうとする指定事業者の事業所が所在する市町村を管轄する地方振興局長を経由して知事に届け出なければならない。

#### (指定の取消)

**第5条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すものとする。

- (1) 事業実施計画等の内容に偽りがあったとき、又はその他の不正の行為により指定されたと認められるとき。
  - (2) 指定事業者が第3条第3項の規定に適合しなくなったとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、指定事業者に対して、その旨を通知するものとする。
  - 3 第1項の指定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は指定事業者

としての指定を取り消された者の負担とする。

4 第3条第7項の規定は、第1項の規定により取消を行う場合に準用する。

#### (実施状況の報告)

**第6条** 指定事業者は、事業年度終了後1月以内に、特定事業活動に関する実施状況報告書（法施行規則別記様式第22）及び次に掲げる添付書類を、特定事業活動を行おうとする指定事業者の事業所が所在する市町村を管轄する地方振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 資産台帳等
- (2) 設備等の写真
- (3) 給与台帳等
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### (特定事業活動の認定)

**第7条** 知事は、前条の実施状況報告書に関し、指定に係る特定事業活動を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として1月以内に、指定事業者に対して、認定書を交付するものとする。

2 知事は、前項の認定をしないときは、指定事業者に対して、その旨及び理由を通知するものとする。

#### (その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要領は令和3年4月20日から施行する。

##### (施行期日)

この要領は令和4年4月1日から施行する。